

## 記者会見要旨

日 時：2017年10月11日（水） 18:00～19:30  
場 所：東京証券取引所 東証ホール  
会 見 者：日本取引所自主規制法人 理事長 佐藤 隆文

佐 藤 本日は、日本取引所自主規制法人の審査結果に基づき、東京証券取引所が東芝の特設注意市場銘柄の指定を解除するという決定をし、その旨公表いたしました。この審査を行った自主規制法人の理事長として、特注の指定解除という結論に対する一定の説明責任を果たすという趣旨で今回の会見の場を設けさせていただきました。

まず、お手元にお配りいたしましたアジェンダに書いてありますように、1番目の基本的な考え方というところでございます。私どもの審査における基本的な考え方を簡単に説明させていただきますと、上場会社の上場廃止あるいは上場維持という判断は、投資家の保護と市場秩序の維持という、この2つの大きな目的を踏まえた判断でございます。

投資家の保護について若干敷衍させていただきますと、内部管理体制の不備等によって将来にわたって投資家に深刻な損害を及ぼす蓋然性が高いと考えられるような企業を漫然と上場維持させたままにしておくということは許されないと私は思います。他方で、一定の技術力や競争力を持ち、将来に向けての企業価値が残存しているにもかかわらず一刀両断に上場廃止とすることで、投資家から投資機会を奪い、また投資家に経済的な損失を与えるというようなことは乱暴であります。

もう1つの柱、市場秩序の維持についてでございます。上場企業として備えておくべき基本的な資質、すなわち、事業を遂行し、そこから収益を上げるその安定性、持続性、また、事業実績がきちんと把握され、それが適切な財務報告として反映されている、さらには、そういったことを含めて市場と投資者の皆様への適切な情報開示が行われている、これらの資質が備わっていることが必要です。また業務遂行に当たっては法令遵守などコンプライアンスの体制がきちんとできている、こういうことも当然のことながら上場企業としての基本的な資質でござ

いますけれども、こういったものを明らかに喪失している企業を漫然と上場させ続けるということは、市場の規律を失わせ、市場の秩序が維持できないということになります。それは、ひいては市場全体の信頼性を損なうということにもなりかねません。

次に、特注制度の枠組みについての簡単なおさらいです。特注制度は、重大な上場規則違反が認められた上場会社に内部管理体制等の改善を促すことをその趣旨としておりまして、一定期間の改善機会が与えられるものでございます。ただし、改善期間内において改善がなされなかつたと認められた場合には上場廃止となり、そうでない場合は特注解除ということになります。その審査は、常に投資家保護の観点に照らしつつ、「上場管理等に関するガイドライン」に即して行われているものでございます。

次に、お配りしているアジェンダの2番目、審査の経過でございます。自主規制法人が審査を行う際には、発覚した事象の事実関係の確認、そこから抽出される問題点、また、その根本原因、こういったものをきちんと分析し、その上で、その根本原因に即した改善策が講じられているか、こういったことを上場会社の実態に応じて確認しなければならないわけであります。今回東芝の件でいいますと、数万ページに及ぶ内部管理体制確認書の精査とその裏づけとなる事実関係をさまざまな方法によって調査をしてまいりました。その中には、全ての取締役を含む延べ数百名の東芝の役職員へのインタビューがございましたし、延べ数十名の東芝の社外の関係者へのインタビューも行いました。また、東芝の主要拠点の実地調査も行いましたし、東芝の社内資料の確認、典型的には取締役会議事録等ですけれども、こういった社内資料の確認も行いました。

この東芝の審査には若干の特殊性がございます。東芝では非常に広い範囲で不正会計が行われておりまして、2015年9月の審査開始当初より調査を要する事項が膨大にあった上に、2016年12月に我々は特注指定の継続という決定をいたしましたけれども、その以降においても、ウェスティングハウスでの巨額損失の計上、あるいは有価証券報告書等の提出期限延長やその後の監査意見など、新たに調査しなければならない事柄が次々と発覚した、あるいは生じたということがございます。特注指定

から本日の結論に至るまでの間、理事会を計18回開催いたしまして、それぞれ1時間は最低かけていますので、相当長時間にわたり、詳細かつ真剣な議論を重ねた結果、本日、指定解除という審査の結論を得るに至ったということでございます。

次に、アジェンダの3番目、主な問題点と改善状況というところでございます。これは配布しております東証のリリース文がここに挙げております大きな4つの分野にほぼ対応しておりますので、これを参照いただきながらお聞きいただくとありがたいということでございます。

まず、認識された内部管理体制等における問題点についてです。この内部管理体制等の主要な問題点は、1つ目が経営方針の歪み、ガバナンスの形骸化、職責・コンプライアンス意識の希薄化、2つ目が経営判断プロセスの杜撰さ、3つ目が会計処理の逸脱と開示体制の粗雑さ、4つ目が、特に海外子会社ですけれども、子会社管理の脆弱さということでございます。以下、この分類に沿って解説をさせていただきます。

まず1つ目ですけれども、これが一番中核となる重要な東芝の組織、あるいは組織の運営と申しましようか、そういったところでの非常に大きな問題点であったわけでございます。ここに3つのことを並列で並べてありますが、これは実は3層構造を意識しております。経営方針の歪みというのは、主として経営トップの資質の問題、2つ目のガバナンスの形骸化というのは、会社としての機関一取締役会とか監査委員会とか内部監査部門とか財務部門とか、そういった会社の機関一がその職責を果たしてなかったということにかかわるものであります。それから、3つ目の職責・コンプライアンス意識の希薄化というのは、これは適切な会計処理に対する十分な注意が払われないとといった、言ってみれば、モラルハザード的な意識が全社的に蔓延していたこと、こういう各部署あるいは各職員のレベルの話でございます。こういう3層構造を意識しているということでございます。

そのまず1つ目は経営方針の歪みであります。これはトップの資質にかかわる話であります。東芝の不正会計は、社長が部下に対して、達成困難な損益改善要求、いわゆる「チャレンジ」というふうに言われてこの言葉が一時期はやりましたけれども、これを繰り返したことによって始まりました。その後の

社長も短期的な利益を過度に追求する、それを無理やり実現するという方針を踏襲しまして、不正会計が拡大・継続したわけであります。また、東芝には以前から指名委員会が存在し社長を選任する建前になっていたんですけども、実質的には前任の社長が後任の社長を指名するという状況になっていました。さらにまずいことには、社長が一線を退いてもなお、以後の経営陣に影響力を及ぼす形、相談役というような形で影響力を及ぼす地位に残り、歪んだ経営方針が安易に踏襲されやすいという問題がありました。

2つ目のガバナンスの形骸化というのは、会社の機関にかかる話でございます。不正会計の拡大・継続に対して、社外取締役、監査委員会、内部監査部門、財務部門等は、必要な牽制機能を発揮することができませんでした。またおよそ専門性に欠ける人物が社外取締役に就任するなど、取締役会の構成にも問題がありました。執行側から社外取締役に対して十分な情報提供が行われなかつたということもございまして、このような経営監督機能が発揮されない追加的な要因もあったということでございます。

監査委員会では、最高財務責任者、CFOの経験者が委員長に就任していたというようなことから、過去の会計処理に関する監査がいわゆる自己監査の状態に陥っておりまして、監査機能が発揮されなかつたということでございます。内部監査部門は、事業部門に対して、言ってみれば、成績の改善を提案するようなコンサル的な業務に傾注しておりますと、ほとんど監査の名に値するようなチェックを行つていなかつたということでございます。財務部門に対しては、長年にわたつて、歴代社長による「チャレンジ」の指示が繰り返された結果、経営者の要求を実現するということを最大の責務と感ずるような風土が醸成されてしまつまして、牽制機能が発揮されなかつたということでございます。

3層構造の一番裾野部分の広がり、職責・コンプライアンス意識の希薄化というのは、東芝社内の各部署、全社員にかかる話であります。歴代社長の「チャレンジ」による全社的な不正会計の横行継続の結果、適正な会計処理を行わなくてはならないという意識が全社的に失われていくこととなりました。特注の指定後においても、売上の水増しといったことが一部の子

会社で行われていたということがございましたし、コンプライアンスに対する意識が容易に変わらないという状況も認められました。

そして、(1) のこういった根本的な問題、つまり組織としての歪み、これが(2)、(3)、(4)に掲げる大きな問題事象につながっていったというふうに理解をいたしております。その1つ目は、経営判断プロセスの杜撰さであります。ウェスティングハウスの買収に際しては、買収すること自体が自己目的化してしまいました、さまざまなリスクを十分に検討することなく、身の丈に合わない買収を行うことになりました。その原因としては、さまざまなリスクを十分に検討しなくとも経営判断ができてしまうと、そういうプロセスになっていたことが挙げられます。同様の状況は、フリーポート社との天然ガスの液化に関する加工委託契約の件や、あるいは巨額損失の原因となった、ウェスティングハウスによるストーン・アンド・ウェブスターという原発の建設会社の買収、すなわち子会社による孫会社の買収という事案についても認められました。

事象の2つ目は、会計処理の逸脱と開示体制の粗雑さということでございます。例えばパソコン事業におけるバイ・セル取引においては、未実現の利益は計上しないという常識的な会計処理ルールが整備されておらず、かつそのプロセスにおいて承認者による必要十分な確認が行われないなど、会計報告の体制に問題がありました。その他、映像事業における費用計上の先送りやインフラ事業における工事損失引当金の未計上などが発生していたということも皆様ご承知のとおりであります。

CFOは、経営トップに権限が集中している中で、その意向に反することとなる適切な会計処理、これを行うことができませんでした。社内カンパニーの財務部門も——社内カンパニーというのは、当時の東芝は事業部門制になっていましたので、個々の事業部門がカンパニーという名前で呼ばれていたということですけれども、この社内カンパニーの財務部門も——社内カンパニーの中の一組織としてのカンパニー社長の意向に反することになるような適切な会計処理を行うということができませんでした。さらに、2013年3月期に子会社であるウェスティングハウスにおいて多額ののれんの減損を計上していたわけすけれども、これにもかかわらず、開示基準の理解の不足からこれ

を開示しないまま放置していたということで、開示体制にも問題がありました。この件は、2015年11月になって東証からの指摘を受けて開示されました。

事象の3つ目は、子会社管理の脆弱さということです。ウェスティングハウスについては、積極的に経営管理するという方針を欠いたまま、身の丈に合わない買収を行うという結果になってしまいました。そのような状況下、買収した後において早急に買収した子会社の重要性に応じたきちんとした管理体制を整備するという対応はあり得たわけですけれども、そういった管理体制を整備することなく、歴代経営陣はそれを怠って、ウェスティングハウスを経営管理することができないという状態が継続していました。このことは、例えばウェスティングハウスの燃料工場で規定量を超えるウランの粉末が検出されたという出来事がございましたけれども、このときに、ウェスティングハウスは米国の原子力規制当局には早期に報告をしたにもかかわらず、東芝本体には直ちに報告しなかったといったこと、こういう情報がきちんと集約されないという問題にも典型的に表れております。

そして次に、こういった深刻な問題に対してこれまで東芝は特注指定以降どんな改善策を講じてきているのかという話でございます。まず1つ目の、中核にある、経営方針の歪み、ガバナンスの形骸化、職責・コンプライアンス意識の希薄化という問題です。まず経営方針の歪みに対する改善といたしましては、事業実態に反した非合理的な経営目標を要求する等の経営トップによる暴走、あるいは歪んだ経営方針が無批判に踏襲されていく、こういった事態を牽制あるいは抑止するために、取締役の選任・解任のプロセスを改善しております。選任・解任に関する直近の実例でいえば、この秋の臨時総会で付議される人事案、体制についても、綱川社長に対する経営幹部による信任投票の結果なども踏まえ、社外取締役のみで構成する指名委員会で公式、非公式に多数の議論を重ね、適切なプロセスを経た検討を行っていることを確認しております。なお、経営判断そのものの個々の当否、あるいは具体的な人事ないし選任された人物の適格性そのものについては、取引所による特注審査の対象の範囲ではございません。

2つ目、ガバナンスの形骸化に対する改善です。配布資料で要約させていただいている。ご覧のとおり、経営陣への有効な牽制と執行サイドへの実効的な監督を行うということを目的として、取締役会、監査委員会等の社内機関が、その職責を十分に發揮するためガバナンス態勢を刷新しております。具体的には、取締役会・監査委員会の構成の見直し、情報収集態勢の強化、社外取締役のみで構成される取締役評議会の設置、重要な意思決定プロセスにおけるチェック機能の発揮などを図っております。

3層構造の一番下、職責・コンプライアンス意識の希薄化に対する改善ですけれども、社内の各部署とその役職員が本来の任務を確実に遂行できる社内風土、これを定着させることを目的として、全社的なコンプライアンス意識の向上・定着を図るということで、全役職員に対し経営トップから継続的にメッセージを発信しております。また、それぞれの役職や業務に見合った実効的な研修内容となるよう工夫しながら、特注指定以降、階層別・事業部門別のコンプライアンス研修を数十回実施しております。また、社内で法令違反等が認められた場合には厳格な処分も実施しているところであります。

つぎに、経営判断プロセスの杜撰さについての見直しです。重要な経営判断を行う際には、十分なリスクの分析と評価、これを経た上で決定すること、このことを意思決定プロセスの中で必須事項として組み込みました。また、リスク分析と評価を専門とする組織を新設いたしました。また、リスク分析に当たっては、専門家の知見を取り入れることとしております。この組織が分析し評価した結果は必ず取締役会などに報告するというルールの整備もあわせて行っておりまして、意思決定プロセスの見直しを行っております。ランディス・ギアという、それなりに大きな子会社がございましたけれども、この IPO に関してもこういったプロセスを経て検討が行われたということございます。

さらに、会計処理の逸脱と開示体制の粗雑さに対する改善であります。事業の推進、営業とは独立しながら適正な会計報告を行うため、CFO の選任・解任に関する拒否権を指名委員会に付与しました。また、事業会社の財務部門につきましても、CFO の直轄とするということで、財務部門の独立性を強化しております。

す。開示体制についても、子会社での減損損失の計上について開示しなかったなどの問題を踏まえて、開示のための専門部署を設ける、それを新設した上で、情報開示をグループ内から集約するためのシステム開発なども行っております。

最後の子会社、特に海外子会社ですけれども、この管理の脆弱さに対する改善であります。子会社管理については、リスク評価を行った上で、高リスクと判断された子会社を重点的に管理する方針を明確にした上で、子会社のリスク情報の収集体制の強化を図っております。高リスクと評価された子会社については東芝本社によるモニタリングの対象とし、事業会社からだけではなく、東芝本社からも必要な対応を指示するということでございます。この子会社管理が行き届かず、さまざまな事象の震源地となったウェスティングハウスについては既に切り離されておりますけれども、これらの子会社管理の強化も進んでいることから、ウェスティングハウスと類似したような事象の再発の可能性は低下してきているというふうに考えられます。

それからもう1点、対外公表文の2ページ目中段に注が振つてございます。これは監査意見をめぐる一連の事象についてでございます。一連の有報の提出期限の延長あるいは遅延、そして、その後の監査意見の状況でございます。ご案内のとおり、2017年3月期の第3四半期のレビュー意見が監査法人により結論不表明とされ、このときに一緒に、それまで無限定の結論であった第1四半期、第2四半期についても、さかのぼって結論不表明と変更されました。また、2017年3月期の有価証券報告書と2018年3月期の第1四半期の監査意見では、限定付適正意見、限定付結論が付されました。また、2017年3月期の内部統制報告書には不適正意見が付されたということは、皆様ご案内のとおりでございます。

それぞれの監査意見が無限定適正とならなかった背景、その際の一連の監査法人とのやりとり、あるいは結果として有報の提出が遅延するといった事態についても、自主規制法人では相当綿密に実態把握に努めました。その結果としての認識でございますけれども、それぞれの監査意見が無限定適正とならなかった背景は、突き詰めますと、ウェスティングハウスが買収したストーン・アンド・ウェブスターの買収に伴う損失計上の時期に関して、現任の監査法人の指摘どおりに決算を見直さなか

ったこと、これが原因であるというふうに認識できました。さらに、この損失の計上時期、損失の認識時期をめぐっては、新旧2つの監査法人の間で見解の相違が存在していたということあります。

こういった状況下で、東芝としては策定した改善策を実行に移していくということで、その改善策にのっとって監査法人と必要なコミュニケーションを図る等の努力、対応を行ってきたことが認められました。したがって、東芝自身にさらに改善を求めるべきではないほどの重大な内部管理体制上の問題があるとまでは認められなかつたというふうに評価しております、そのことがこのリリース文の注に書いてあるということでございます。

また、今回の一連の事象を教訓として、監査を受ける側だけではなくて、監査法人側においても、なぜそのような監査意見となつたのかといったことなどについて、市場に対する説明責任をもう少し十分に発揮していただければ、資本市場全体の信頼性・透明性向上にも寄与するのではないかと思っておりまして、この点を期待しているところでございます。

そして、結論でございます。以上のことから、東芝の内部管理体制等については相応の改善がなされたと認められたため、特注指定を解除したわけであります。

ここでご留意いただきたいのは、東芝の内部管理体制等は、「相応の改善」ということでございまして、上場を維持するために最低限必要となる内部管理体制の各構成要素について、標準的な水準に達しているということにすぎません。したがって、この点についてアジェンダの4番目、「特注解除に当たつての留意点」として大きく4点を申し上げます。

留意点の1つ目として、かつてコーポレートガバナンスの優等生などとうわさされ、世間に名門・一流企業であると思われていたころの残像はぜひ消し去っていただきたいと思います。我々は、現状の東芝が上場企業として最低限備えていなければならぬ内部管理体制等の水準まで改善したということを、特注審査の枠組みの中で調査した限りにおいて認めたにすぎません。したがって、東芝が上場会社の模範となるような優れた内部管理体制を誇るエクセレントカンパニーになったというよう

な誤解は、くれぐれも抱かないようにしていただきたいと思います。

留意点の2つ目として、リリース文の注意書きに記載のとおり、東芝株式は引き続き、債務超過に係る上場廃止基準の猶予期間に入っています。2018年3月期末時点において債務超過の状態が解消されず上場廃止基準に該当した場合には、今回の特注の審査結果にかかわらず、東芝株式は上場廃止になるということに留意が必要です。

留意点の3つ目として、直近の有価証券報告書においても開示されておりますとおり、東芝ではフリーポート社との天然ガスの液化に関する加工委託契約により引き取ることが義務づけられている液化天然ガスについて、東芝の想定する取引条件での販売ができない場合には、将来的に最大で1兆円に近い損失が発生するリスクを抱えています。また、このほか、多くの損害賠償請求訴訟を抱えておりまして、現時点ではわかっているだけで31件、請求額だけ合計しますと1,390億円という規模でございます。今後新たな訴訟等の可能性も否定できないというわけであります。この既往分については、合理的な見積もりのもとある程度の引き当ては行われているわけではございますけれども、訴訟リスクも抱えているということです。

留意点の4つ目として、したがって、このように本日の特注指定の解除をもって東芝において将来的な上場廃止の可能性がなくなったというふうに捉えるべきではありません。持続的な企業価値の維持・成長を保証するというものでもないということを改めてご留意いただきたいと思います。

最後にアジェンダの5番目、「今後について」ということでございます。これについては、3点申し上げます。第1点、当然のことながら、東芝における内部管理体制の改善に向けた取り組みは、およそ今日この時点で完結するものではありません。今後もさらなる経営の質の向上や経営力の強化が必要であります。これまで取り組んできた各種改善策が継続されることが必要となります。それによって東芝自身が毀損した信頼を取り戻すことにつなげていくべきものと考えられます。

第2点、東芝と株主、投資家との関係におきましても、これまで東芝が取り組んできた改善策やその進捗状況について、みずから資本市場あるいは投資家に対して積極的に開示をし、発

信していくことが重要であると思います。

最後、第3点目、我々自主規制法人としても、特注指定の解除後においても、他の解除銘柄と同様に継続的に東芝の内部管理体制のモニタリングを行い、フォローアップを行っていく所存であります。

私からは以上でございます。

記者 相応の改善がなされたというふうに認められるということですけれども、東芝が不正会計だけじゃなくて、巨額の損失の計上であるとか、法定書類のたび重なる提出遅延ということで市場の信頼を損ねてきたという経緯があったと思います。過去には、内部管理体制が改善しなかったということで4つの銘柄が上場廃止になったことがある中で、東芝の件に関して、取引所は大企業に対して甘いんじゃないかという批判が出ることも想定されると思うんですけども、もしそうした声があるとすれば、自主規制法人としてどのようにお答えになるのかという点についてお聞かせいただければと思います。

佐藤 まず特注の審査の基準は共通であります。その一番基本にあるのは、内部管理体制が改善したかどうかということでございます。内部管理体制が改善したかというのはどういう観点から評価するかといえば、それは冒頭にも申し上げた、我々取引所のミッションであるところの投資家の保護あるいは市場秩序の維持、こういった観点から見て必要な内部管理体制の整備ができたかどうか、こういう観点で見てているわけでございまして、この点は大きな企業であれ小さ目の企業であれ共通でございます。

このご議論はいろいろな側面があろうかと思いますけれども、多種多様な事業分野を抱えている企業、結果的に大きな企業になるわけですけれども、そういう企業の場合には、特注の審査あるいは内部管理体制の水準というのも非常に多様な要素を考慮して審査しないといけない、調査しないといけないということで、多少時間がかかることになるということにはつながるかと思います。この時間がかかることをもって、長くなるのでその間に改善しやすくなるという意味で大企業優遇だといったような指摘が一部ありますけれども、我々は必要な審査はきっ

ちりやらなければ結論を出せませんので、ここはやむを得ない点であろうかと思います。

先ほど、過去の特注審査での廃止銘柄との比較をちょっとおっしゃっていましたけれども、これは固有名詞で申し上げますと、京王ズホールディングス、グローバルアジアホールディングス、そして、エル・シー・エーホールディングス、フード・プラネットというところかと思います。こういった事案については、問題となつたさまざまな不正行為あるいは不適切な会計処理、あるいは虚偽の売上計上、相当悪質なことが特注指定後も継続されていたであるとか、あるいは約束した改善計画をほとんどあるいは全く実行していなかつたというようなことが認識されたわけであります。こういった点を考えますと、現在の東芝についてはこういうことはないということで、そういったものとは明らかに異なるのではないかと思います。

冒頭で巨額損失の計上を引き合いにお出しいたしましたけれども、この巨額損失の計上に至った原因をつくった部分というのは経営判断プロセスの杜撰さということで、我々詳しく調べまして、その根本原因に即した対応をやつていただいているということでございます。フリーポートにせよ、S&W の買収にせよ、あるいは原子力発電所の契約更改にせよ、その経営判断プロセスの杜撰さということで着目いたしまして、そこについては一定の手当をしたということでございます。

有価証券報告書の提出遅延あるいは監査法人との間のトラブルについては、先ほど申し上げたとおりでございます。

記者 素朴にわからないのが、なぜこのタイミングなのかということです。債務超過が迫っている、それを待つのかなと思っておりました。それと、証券取引等監視委員会が、17年3月期の決算は16年3月期に計上すべき特損が多いのではないかということで調査をしろと委員が指示したという中で、なぜこのタイミングなのかというのがわかりにくいので、もう少しわかりやすく説明してください。

佐藤 なぜこのタイミングなのかということでございますけれども、最初にこの問題が表面化したのは2015年の春だったと思います。そして、2015年9月に特注に指定をし、2016年9月に1回目の

確認書を提出してもらって、それを受けた審査を行い、同じ年の12月に、改善はしていないけど改善の見込みがなくなったわけではないということで継続の判断をいたしました。そして、特注指定から1年半後の今年の3月に2回目の確認書が出てきたということでございまして、その確認書に基づいて、あるいは1回目の確認書も同じですけれども、それに基づいてさまざまな分野について相当膨大な調査を行ってまいりました。

この調査を行い、理事会でも非常に活発な議論を経て、9月の理事会では、これまでほぼ2年間にわたる特注審査全体を振り返りまして、いわば調査結果あるいは審査・分析の取りまとめというようなセッションを持ちました。そこで相当程度、理事会において東芝の現状についての共通の理解が得られたということでございます。したがって、これを受け、それ以降、具体的な結論をどういうふうに導き出すべきか、ということについて議論をしてまいりまして、その結論が得られたということが本日の決定に結びついているということでございます。

記者 3月15日の再提出時点では、まだウェスティングハウスが切り離されていませんでした。しかしながら、審査の上では、ウェスティングハウスが切り離されていることは考慮されるであろうということを清田さんはおっしゃっておられました。実際の審査では、これはどのように加味されたんですか。

佐藤 ウェスティングハウスが連結対象であったときには、当然のことながら、ウェスティングハウスも審査の対象としてさまざまな調査を行いました。そして、先ほど申し上げたような、子会社管理の杜撰さ、あるいは脆弱さといったことの基本的な認識を形成する上で、その審査結果は非常に重要な部分を占めています。したがって、そのところは無視したわけではないということあります。

そして、本年の3月でしたか、ウェスティングハウスがチャプター11の適用ということで連結対象から外れるということになりました。現在この時点における東芝の内部管理体制を全体として捉えた場合に、事業実態、事業の分野・構成、子会社の構成等というのは当然勘案するわけですけれども、広い意味で先ほど申し上げました根本的な原因というところのくくり方で

は、子会社管理をきちんとやるということは当然必要なことでございますので、そういうところの改善策でカバーされているという認識であります。

記者 社外数十人、役職員数百人へインタビューを行ったとご説明がありましたが、これは例えば主にどこなのか、誰なのかもう少し教えていただけますでしょうか。

佐藤 そこは先ほど申し上げましたように、我々3層構造で整理しています。経営トップの問題、会社の機関にかかわる問題、そして、広く全社員にまたがる問題。経営トップにかかわる話としては、当然、歴代の経営トップ、指名委員会等は重点的にお話を伺いました。取締役会、監査委員会、これは非常に重要な機関であります。内部組織としての内部監査もそうですし、財務部門もそうですし、そういうところは相当時間をかけてたくさんの方からお話を伺いました。一般の社員に関しては、一定の責任を持っている立場の人たちにはヒアリングもしています。社外ですけれども、当然のことながら、第三者委員会報告などにかかわったところとか、新旧の監査法人からお話を伺いましたし、かかわりのあるところには相当程度お話を伺っているということであります。

記者 2017年3月期の決算で監査法人と東芝が意見を対立している問題について、双方コミュニケーションに努めてくださいということをおっしゃられていきました。これは投資家からすると、どっちの言い分が正しいかわからないという状態になっているんですが、こういう状態でも構わないということを東京証券取引所は考えているということでしょうか。

佐藤 構わないということを申し上げているわけではありません。16年3月期については、担当監査法人は新日本であります。17年3月期がPwCあらたになったということでありまして、対象となっている期も異なっているわけであります。そして、S&Wの買収に伴う損失を16年3月期に全部あるいは一部を計上すべきであったというふうに主張しているPwCあらたと、それはその時期に計上すべきではなくて17年3月期に計上すべきであ

るという意見の新日本、ここが対立していたということでございます。監査法人の外部監査の対象としている期が異なるということでございますので、一応各期の決算がしかるべき監査法人の監査対象になっていたということでございます。

記者 私が聞いているのはそういうことではなくて、2017年3月期の最新の通期決算は、監査法人が一部正しくないと言っているものなんですけれども、自主規制法人として、東芝の言い分は決して間違ってないということを認めたということですか。

佐藤 監査結果について東芝の言い分が間違ってないということを申し上げているのではなくて、東芝はそういう監査を受けたという事実を前提として、そのプロセスにおいて東芝側に内部管理体制上の問題があったのか、なかったのかという点を調査し評価をしたということでありまして、監査結果そのものについては是非を私どもが判断する立場にはないということあります。

記者 東芝メモリの売却が正式に契約されたわけですけれども、売却に至るプロセスも、内部管理体制を見ていく上で対象になつたんでしょうか。

それからもう1つですが、今回のこれまでの理事会の議論の中で、理事の方々の意見というのはどのような意見が出たのか。例えば全会一致で特注審査の解除は問題ないと判断したのか、あるいは一部の方は例えば上場廃止の方向にするべきだと言つたけれども、多数決で決したのか、そのあたりお願ひします。

佐藤 メモリの売却をめぐるプロセスですけれども、これは外から見ていると、明らかに迷走しているという印象が否めないのは事実であります。したがいまして、私どもも、どういうプロセスでどういう検討が東芝の中でなされ、どういうプロセスを経て意思決定がなされたのかという点をまびらかに調査いたしました。その結果、それぞれの局面において、さまざまな外的な要因も含めて時点毎にリスクの評価を行い、取締役会等できちんとした議論を経て結論に至っているということが確認されました。

このメモリの売却先に関しどこがいいということについて、

我々は発言する立場にありません。あくまでもメモリ売却のプロセスが内部管理体制上きちんと行われていたかどうかという点でございます。この点を見る限りは、内部管理体制上の重要な問題があったという認識は持っていないということです。この問題はいろいろな複雑な要素があり、さまざまな当事者あるいはステークホルダーが登場するという大変複雑な構図のプロセスでございました。それは事実でございますけれども、そういった複雑なプロセス、構図の中で、東芝としてはそれなりに、今申し上げたような、内部管理体制上問題となるような逸脱はなかったという点を確認しております。

それから、理事会での議決でございますけれども、本日の理事会も、いつもと同じように大変活発な議論が行われました。さまざまな議論が行われた中で、最後に多数決によりまして結論に至ったということでございます。その結果は、特注解除に賛成が6人、反対が1人ということで、6対1という票決でございました。我々は常に各理事がそれぞれ独立した立場でみずからの見解をしっかりと述べるということで議論を進めてきておりますので、そういう中でこういう結果に至ったということでございます。

それから、この6対1という票決結果について若干付言させていただきます。先ほど来申し上げておりますように、我々が東芝に関して認識した深刻な問題、そして、その根本原因に対する改善策、そういったものに対して改善策がいわばビルトインされ、その中でそれが実行されて、日々の業務運営の中で定着しているかどうかということを評価したわけです。その評価については、上場企業として最低限備えていなければいけない資質についてはおおむね備えるような状態になったと、あるいはこのリリース文にも書いてありますが、相応の改善が認められたという認識については共通であったというふうに私は理解しています。反対意見は、改善の定着状況についてなお不安が残る、ということであったと認識しています。

記者 特注のルールですと、3月に提出された内部管理体制確認書をもとに最終的な判断をするということになっていて、その時点で改善しているか、していないかということを見るというのがルールだと理解しております。3月以降に、決算の発表の遅延、

有報の提出遅延並びに17年3月期の内部統制報告書については不適正意見が出てきました。この点をもって問題が、上場企業に対してふさわしくないんじやないか、既に改善報告書を出した後の問題ですから、上場廃止にすべきではないかという意見もあります。そこに対して見てきたわけで時間がかかったというところはあると思うんですけども、ここについて、なぜ3月15日以降のことについても、審査の対象にし、今回そこについても、本来であれば3月15日時点で改善していかなかったことになると思うので、そこで上場廃止にしなかったのかについて教えてください。

佐 藤 その点につきましては、もちろん提出された内部管理体制確認書、これをベースにいろいろな調査をしていくわけですけれども、この確認書に書かれている改善策及びその実施状況がきちんと行われているかどうかということを評価する必要があります。その際には、提出後に起きた事象が、その評価に影響を及ぼし得るような事象が起きた場合には、そういう点も評価をしないと、責任を持った判断にはならないと思うのです。

例えば、極端な話ですけれども、これは一般論として、内部管理体制確認書を提出したその時点、ピンポイントで捉えたその時点においては、そこそこよくできていた。ところが、その後に、それを覆す、認識を覆さざるを得ないような出来事が起きてしまった、こういったものを、それは提出時点ではオーケーなんだから特注解除だというわけにはいかないでしょう。そのところは内部管理体制確認書で、いわば非常に多様なカテゴリーがありますけれども、それぞれ設定されているカテゴリー、そのそれぞれの分野でこういう改善をやっていきますという、そのカテゴリーに入っている中での、いわばその書いてあることがほんとうに実施されているのかどうか、定着しているのかどうかと、こういうものを調べなくちゃいけません。そういうことを調べるという意味では、当然、提出後に出てきた事象についても確認をするということが、これはもう現実問題としてやらざるを得ないということかと思います。

記 者 3月15日に、東芝は内部管理体制について報告したわけですが、その後、決算の遅延を繰り返し、あげくの果てに内部統制

報告書については不適切意見が出てきたわけですよね。それをもって、なぜ上場廃止にしなかったんでしょうか。

佐 藤 その遅延の問題については、先ほども、何遍も申し上げましたけれども、我々は内部管理について、有価証券報告書の提出が遅延した、あるいは無限定適正意見を得られなかつた、その結果だけで判断するわけではなくて、無限定、意見不表明とか、限定付適正とか、そういう意見が出てきた場合には、なぜそういう評価になったのか、何を原因としてそういう評価になり、監査法人の側はどういうロジックでそういう判断をしたのかと、この辺をつまびらかに見ていく必要があるというふうに思っております。まさに、その辺を我々は丁寧に見た結果として、監査を受ける東芝の側において、遅延に関して、東芝の側に内部管理体制上の決定的な問題はなかつたと、そういうように評価をしたわけであります。

記 者 直近の決算では、監査法人同士の意見の相違がありました、例えば損失隠しのような、不正のような事象は確認できなかつたと自主規制法人として確認したという認識でよろしいでしょうか。

佐 藤 不正というのは、どの不正を指していらっしゃいますか。

記 者 本来は16年3月期に計上すべきものを先送りにしていたというような不正があつたというものです。不正はなかつたというふうに自主規制法人としては判断したということですか。

佐 藤 不正は確認されていないですよね。東芝としては、新日本に対しても、PwC あらたに対しても、正直に、誠実にいろいろな調査を行い、その結果を報告しているわけです。その結果として、新日本と PwC あらたの側で見解が異なつていると、こういう問題が根っこにあつて、それで PwC あらたの側は判断ができないので意見不表明であるとか、あるいは、S&W の買収に伴う損失の計上時期について見解が異なるから限定付適正だと、こういうことになつていて、限定付適正の理由というのがある程度確認できました。その理由というのは、東芝サイドにおいて改めて

会計不正が行われたとか、そういうことが理由とはなっておりませんので、その限りにおいて、我々は特注審査の中でそういった事象は認識していないということですね。

記者 先ほどの、票決の6対1のところでお伺いしたいんですけども、そもそも票決をとったのは今回、初めてだったんでしょうか。今回、1人が反対したことですが、相応の改善が認められたのが共通であったとするならば、その人の反対は、時期なのか、またはその他の反対なのか、その反対意見の詳細を教えてもらえないでしょうか。

佐藤 自主規制法人が決議をする際には、常に決議をとります。その決議のとり方はさまざまですけれども、一般的に承認いただけますかということを、議長である理事長がお伺いを立て、それに対して異議なしというような形で決する場合が一般的には多いということでございます。本件、東芝の特注解除については非常に重要な案件でありましたので、改めて举手をもって票決をしたということです。

それから、この反対意見の方の理由でありますけれども、全体としての東芝の改善状況については、ある程度共通の認識に近づいていたというふうに先ほど申し上げました。では残るのは何かというと、先ほど申し上げましたように、さまざまな社内ルールの改正とか、組織の改正、レポーティングラインの見直し、そういうことで構造的な面での改革は相当進んでいるんですけれども、では、その改革された、そのメカニズムと申しますか、仕組みというのが、多くの分野においては既に定着しているという評価もできるが、なお実績を確かめたいというような分野もあるということで、いわば実績をさらに確認したいというようなご意見であったと認識しています。

記者 全会一致でないというのは過去にはあったんですか。

佐藤 私の承知する限り、なかったのではないかと思います。

記者 先ほどの説明で経営判断の杜撰さというようなこと、これがS&Wの買収も例に出しておっしゃっていたかと思います。また、

経営陣の資質ということをおっしゃったと思うんですが、このS&Wに関しては現経営陣が決定を下したもので、つまり現経営陣が杜撰な判断をしたというふうになるわけで、それでも今回、オーケーを出したというのはどういうことなんでしょうか。ちょっとそこのロジックがわからないので、教えてください。

佐 藤 S&Wの買収ですけれども、これを提案し、いわば経営レベルで決定したのは、たしか2015年の9月であったと思います。そして、同じ年の10月にS&Wの契約を締結し、12月に買収が成立したと、こういう流れでございます。

ここの問題点は、言ってみれば、先ほども申し上げた子会社管理の経営の杜撰さということに集約されますけれども、子会社であるウェスティングハウスが原発の建設において、基本的には原子炉を担当しているウェスティングハウスと、周りの建屋等々を担当しているS&Wとの間で、さまざまな争いごとがあり、訴訟等も起きていると、こういう状況の中で、これを一気に解消するためには、S&Wを子会社にしてしまったほうがいいということで買収に走ったということであります。

ここの決定については、先ほども申し上げたような、東芝本体によるウェスティングハウスの経営管理というものがきちんとできていない脆弱さというのが、典型的にあらわれたものであろうかと思います。その点はそうなんですが、経営トップとしては、現在の綱川社長はその部分には関与していないということであります。

記 者 取締役として関与していますし、ウェスティングハウスじゃなくて、東芝の取締役会としてS&Wの件については決議しているわけですが、何か、それを脆弱性の証拠と言うならば、室町さんを除く残る取締役も全て参加していた、これを問題視するなら、なぜオーケー、今、それが続いているのにオーケーしているのかという質問なんですが。

佐 藤 そこについては、当然のことながら一定の関与があったというふうに考えるべきなのかもしれません。他方で、人選、人事に関しては、全体の業務の継続性、改革、改善をさらに持続的にやっていくという要請の強さ、そういうことから綱川社長の

続投が必要であると、こういった議論が指名委員会の中で行わ  
れていたのではないかと思っています。

全く無関係ではなかったということをもって、直ちに個々の  
取締役の資質についてバツをつけるということは、先ほど来申  
し上げておりますように、我々の特注審査の直接の対象ではござ  
いませんので、そういう位置づけのものとしてご理解をいた  
だきたいということあります。

記 者 脆弱性を例に挙げたので、変に思ったんで聞いたんですが、  
もう1点質問がありまして、大企業優遇と言われる中で、先ほど  
企業の成長性とかですね、投資家とか、そういった、上場廃  
止にした場合のですね、影響とか、そういうことも基本的な考  
え方としておっしゃいましたが、そういったものを加味する  
ということは、結局、大企業、そういう、影響が大きいのが大企  
業になるので、そういうことも結局、加味してしまうのではないか  
のかということが疑問なんですが。例えば、この会見だって、  
ほかのですね、特注銘柄の指定について、こういった会見は行  
っていないように思えるんですけど、なぜそういう特別扱いを  
今回、されたのかということを教えてください。

佐 藤 今、引用していただきました私の発言のうちですね、関係者  
が多いとか、雇用とか、そういう話に私は一切触れなかつたわ  
けであります。大企業である場合に、しばしばですね、多様な  
事業部門を抱えているとか、あるいは海外にも子会社を持っ  
ているとかということで、求められる内部管理体制の水準も複雑  
かつ高度なものになるので、それにあわせて我々の特注審査と  
いうのも、それに見合った時間のかかるものになっていくとい  
うことを申し上げたわけです。

記 者 そうじゃなくて、最初に、一定の技術力とか、成長力が見込  
まれる場合は、上場廃止にして投資機会を奪うのは乱暴だとお  
っしゃったので、それは大企業に該当しやすいのではないかでし  
ょうか。

佐 藤 それは違います。中小企業であっても、一定の技術力を持ち、  
優秀な経営者がいて、企業価値をしっかりと持っている企業は

幾らでもあります。

記者 じゃあ、今回なぜ、東芝だけこういう会見を行って、こういうふうにやっているんですか。

佐藤 それは皆様から、かねてからの要望があり、かつ、さまざま議論の多い事案でありますので、自主規制法人として決定を下した、その内容及び理由、背景等について説明を申し上げるということが、説明責任、アカウンタビリティーを果たすことになるというふうに考えたからであります。

記者 金融庁が東芝に対して過去最大の課徴金、73億円というのを課しています。監査法人に対しても行政処分を下しています。この2つに関しては、審査においてどういう判断になったんでしょうか。まず、これを教えてください。

佐藤 金融庁が東芝に対して課徴金を課した、その背景、理由等については、事実関係の問題として、そこは参考をし、それと異なった認識でないかどうかというチェックは行いましたけれども、我々が行っている特注審査というのは、上場企業が上場企業としての資質を備えているかどうかということをチェックし、取引所市場の秩序を守る、投資家を保護するという観点から行っているものでございますので、もちろんオーバーラップする部分もあるうかと思いますけれども、基本的には観点が異なるということかと思います。

記者 東芝に関しては、さまざまなルールが逸脱されてきたと思います。有価証券報告書の提出が延期されたりであるとか、粉飾決算をしたにもかかわらず刑事告発もされてないですし、上場もずっと2年間にわたって議論されてきました。こういうルールを逸脱している企業に対して、まず東証、日本取引所自主規制法人はどういう取り組むのか。そして、それが今、今回のように、ある意味許された格好になったわけですけども、これは、じゃあ粉飾決算をやった経営者というのは、逃げ得じゃないかというふうに投資家は思うと思うんですけど、それに関してはどういうふうにお考えでしょうか。

佐 藤 上場規程違反をやっているからこそ、我々は深く調査をし、特設注意市場銘柄に指定したということであり、その中で厳しい指摘をして、一定の改善が行われたということあります。それによって、上場企業として備えているべき最低限の資質を何とか備えるようになったということで、これを、特注を解除したということあります。

記 者 粉飾決算をしても、反省しました、ごめんなさいと言えば許されるということでいいんですか。

佐 藤 そう単純なものではないと思いますね。不祥事とか、あるいはルール違反が行われたときに、その実態を詳細に調べ、その根本原因を確認し、そういう中で、誰にどういう責任があるのかという責任の所在の明確化というのは、大変重要なことだと思います。それで、旧経営陣に関しては、東芝自身が責任調査委員会というのをつくり、そこで責任の所在を東芝としてある程度整理をし、その旧経営陣に対して損害賠償請求をしているということあります。その他、旧経営陣について刑事責任云々については、私どもの守備範囲の外でございますので、言及は差し控えるべきだと思います。

記 者 今後もモニタリングされていくという、お話をしたが、今後について伺わせていただきます。今、東芝さんに関して言うと、ウェスタンデジタルとの訴訟の手続があつたりだとか、独禁法の審査というのが控えていると。もしかしたら、3月末までに間に合わないのではという話もあります。他方で、先日、清田CEOが、救済措置とかはとらないという発言をされました。これからモニタリングされていく上で、おそらく自主規制法人としても検討すると思いますが、救済措置についてはどのようにお考えになっていますでしょうか、まずお願いします。

佐 藤 モニタリングについてはですね、これは特注を解除したほかの銘柄も同様ですけれども、我々、上場管理上の重点管理銘柄ということで管理をしていきます。その重点管理銘柄に対しては、一定のインターバルで報告を求めたり、あるいは、場合に

よっては訪問型モニタリングという形で、実際に会社のほうへお邪魔してチェックをするというようなこともあります。そういう形できちんと、解除の根拠となつた改善というのがきちんと定着しているのかどうか、行われているのかどうかということを確認いたします。

そういう中でやっていくわけですけれども、これはあくまでも東芝の内部管理体制をチェックするという狙いでやっていくものであります。今、おっしゃったメモリ売却に関する数々の不確実性についてチェックするという話とは別であります。メモリの売却がどういうことになるのか、これによって18年3月期の財産の状況、債務超過が解消されるのか、されないのか、この点の話というのは、この特注審査とはまた別の独立した分野であると思います。

そして、この18年3月期に2期連続で債務超過になるか、ならないかですけれども、これは有価証券報告書で確認される18年3月末における財務諸表において、債務超過であるか、ないのかということが確認されるものであります。これは事実関係の確認でございまして、この特注審査のように、多くの定性的な要因も含めて、一緒に評価しなければならないというものではないというふうに思っております。

記者 確認ですが、つまり救済措置等は考えないということですね。

佐藤 このルールはですね、もう広く知られているものですけれども、2期連続で債務超過になれば上場廃止になるということは、当然、東芝も認識しており、ずっと前から認識しているはずの話であります。個別企業の救済のために恣意的な裁量を働かせれば、それは市場秩序を維持する上で大きなダメージになると 思います。

記者 改めて東芝の一番の問題点は何だったのか。意図としては、今、上場企業の中でも、日産であつたりだとか、神戸製鋼だとかが、今、さまざまな問題が起きています。そういう中で、上場企業としてどういった問題点を改善すべきかというところの、佐藤理事長としてのご見解を伺つてもよろしいですか。

佐 藤 東芝の問題は、非常に多岐にわたっておりますので、一番の問題ということで絞り切れないですけれども、一つ文学的な表現をすれば、一流の技術と三流の経営が組み合わさった結果の悲劇というふうに思っています。

記 者 今回の特注解除の審査に当たって、東芝の連結対象からウェスティングハウスが外れたわけですが、その審査に当たり、このウェスティングハウスが外れたのは大きかったのかどうかお願いします。

佐 藤 これは、現在の東芝に求められる内部管理体制、経営管理能力の水準というものに対しては、それなりの影響があると考えるべきだと思います。ただし、先ほどちょっとお答えしましたけれども、この問題は、子会社管理の脆弱さ、特に海外子会社に対する経営管理の意欲と能力の低さ、ここに起因しておりますので、必ずしもウェスティングハウスに限った話というよりは、東芝全体の内部管理体制、経営体制のあり方として、子会社をしっかりと管理しましょうということで、我々はアプローチを行ってきておりますので、その限りにおいては、その部分に関しては、ウェスティングハウスが切り離されたということは、さほど大きな、決定的な影響を及ぼしたわけではないと思います。他方で、前段で申し上げましたように、現在の東芝はそういった重荷は、ウェスティングハウスのような重荷は負っていないというところは、一つの違いであることは間違いないと思います。

記 者 政治家の方から、東芝は上場廃止にすべきではないかとか、あるいは上場維持にすべきではないかとか、そういった形で圧力があったのか、なかったのか、お聞かせください。

佐 藤 全くありません。

以 上